

第 4 章



地 域 福 祉

1 地域福祉

(1) 市民活動センター（社会福祉センター）

【問合せ先】 苫小牧市若草町3丁目3番8号 Tel: 0144 (32) 7111 Fax: 0144 (34) 8141
・開館時間: 午前9時から午後9時まで ・休館日: 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

- 民間福祉団体の活動拠点として、設置しています。

<施設の内容>

①	管理事務室	②	研修室(3室)	③	ボランティアルーム	④	和室
⑤	録音室	⑥	点字作業室	⑦	会議室(2室)	⑧	講習室
⑨	多目的ホール	⑩	市民ギャラリー				

<利用対象>

- ・社会福祉団体 ・自治会 ・町内会 ・ボランティア活動を目的とする団体
- ・個人等で社会福祉活動等のために利用する方

<入居団体>

①	社会福祉法人苫小牧市社会福祉協議会	②	苫小牧市老人クラブ連合会
③	苫小牧市共同募金委員会	④	苫小牧市遺族会
⑤	苫小牧市ボランティア連絡協議会	⑥	一般社団法人苫小牧風花の会

(2) 苫小牧市社会福祉協議会

【問合せ先】 苫小牧市若草町3丁目3番8号 市民活動センター内
Tel: 0144 (32) 7111 Fax: 0144 (34) 8141

- 地域福祉活動推進の拠点として、また、多様な福祉ニーズに応えるため、地域住民や企業とのネットワークを通じ独自の事業を展開しています。また、ボランティアセンターの運営、各地域団体や福祉団体の活動促進を行っています。その他、日常生活上の心配ごとや介護の相談、生活資金貸付等各種相談所を設置しています。

① 苫小牧市ボランティアセンター

【問合せ先】 苫小牧市社会福祉協議会 Tel: 0144 (32) 7111 Fax: 0144 (34) 8141
苫小牧市ボランティアセンター Tel: 0144 (84) 6481 Fax: 0144 (34) 8141

- 苫小牧市ボランティアセンターは、個人や団体を問わずボランティア活動をしたいと考えている方、ボランティアの支援を受けたいと考えている方等の様々な相談を受け付けています。また、ボランティアの養成や体験などの事業を企画・実施しています。

1) ボランティア養成講座等

①	市民ボランティア講座	②	ボランティアスクール
③	登録ボランティア研修交流会	④	傾聴講習会
⑤	朗読、点訳ボランティア初心者講習会	⑥	ボランティア体験プログラム
⑦	防災ボランティア講座		

2) 情報発信

- ・ホームページ ・Facebook ・インスタグラム ・SNS ・広報誌の発行

3) ボランティア活動支援

- ・活動希望や支援希望のコーディネート
- ・ボランティア保険の取り扱い
- ・体験機器の無料貸出し
- ・学校や町内会等における福祉の学習の支援
- ・収集ボランティア活動の紹介

② 市民相談所

【問合せ先】 市民相談所（市民活動センター1階） Tel：0144（33）2345（直通）
※電話での御相談もお受けいたします。 Fax：0144（34）8141
※各事業の日程等については、広報とまこまい、社協だより、ホームページ、インスタグラム、チラシに掲載しております。

- 心配ごと相談
 - ・ 平日 8時45分から17時15分
(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は休み)
 - ※ 事前予約不要
- 夜間心配ごと相談
 - ・ 年7回 17時30分から20時 ※事前予約不要
- 無料法律相談
 - ・ 年9回 13時30分から15時30分 ※事前予約制
 - ・ 年3回 18時から19時30分 ※事前予約制
(1人20分程度)
- 出張相談
 - 1) 出張市民相談所
 - ・ 年6回 市公共施設で実施 ※ 事前予約不要
 - 2) 訪問相談
 - ・ 対象：障害や要介護度が重い方、在宅介護中の方、乳児の子育て中の方など相談所に出向くことが難しい方
 - ※ 事前予約制

③ 福祉人材バンク

【問合せ先】 苫小牧市社会福祉協議会 Tel：0144（32）7111 Fax：0144（34）8141

- 福祉人材無料職業紹介所（厚生労働省指定、厚生労働大臣許可）
 - ・ 福祉に対する理解と意識の高揚を図るための広報啓発
 - ・ 福祉サービスに携わる人材の確保と養成のための講習会等の開催
 - ・ 福祉施設及び介護保険事業所等に対する職員の就職紹介斡旋
 - ・ 社会福祉分野の国家資格（社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士・保育士）を必要とする事業所への就職紹介斡旋
 - ・ ワークプラザとまこまいへの出張相談所開設

④ 生活福祉資金貸付制度

【問合せ先】 苫小牧市社会福祉協議会 Tel : 0144 (32) 7111 Fax : 0144(34)8141

- 他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談・支援により、経済的自立と生活の安定を図ることを目的とした公的な貸付制度です。

<資金種類>

- 1) 総合支援資金
- 2) 福祉資金
- 3) 教育支援資金
- 4) 不動産担保型生活資金

※ 各貸付の詳細は、114・115ページの「別表7」を参照してください。

<貸付対象世帯>

1) 低所得世帯

資金の貸付にあわせて、必要な支援を受けることによって独立して生活できると認められる世帯であって、必要な融資を他から受けることが困難であると認められる世帯
(年間世帯収入の確認が必要になります)

2) 障がい者世帯

- ① 身体障がい者（身体障害者手帳の交付を受けている方）、知的障がい者（療育手帳の交付を受けている方）又は精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方）の属する世帯
- ② 障害者総合支援法によるサービスを利用している方の属する世帯

3) 高齢者世帯

65歳以上の高齢者の属する世帯
(福祉資金については、日常生活上、療育または介護を要する高齢者が属する世帯に限る)

⑤ 生活応急資金貸付事業

【問合せ先】 苫小牧市社会福祉協議会 Tel : 0144 (32) 7111 Fax : 0144 (34) 8141

- 市内に6か月以上居住する市民でかつ低所得世帯に不時の出費を援護し、経済的自立の助長と福祉の増進を図るため貸付を行います。

1 普通貸付金

病気、出産、葬祭、教育、育児等で、一時的に生活することが困難な時の資金
限度額 5万円（ただし、家族人数により上限額は変動します）

2 特別貸付金

技能習得、就学・就職支援金、病気療養、災害時などに必要な資金
限度額 10万円

※ 保証人が1人必要です

(原則、市内に1年以上居住し、一定の職業を有し安定した収入がある者)

⑥ 高額療養資金貸付事業

【問合せ先】 苫小牧市社会福祉協議会 Tel : 0144 (32) 7111 Fax : 0144 (34) 8141

- 低所得世帯で他に融資の途がない国民健康保険等被保険者の高額療養費の支払いについて、自己負担額を除く医療費支払額を貸付します。

※ 貸付限度額 1世帯当たり100万円

※ 保証人が1人必要です

(原則、市内に1年以上居住し、一定の職業を有し安定した収入がある者)

⑦ 愛情銀行事業

【問合せ先】 苫小牧市社会福祉協議会 Tel : 0144 (32) 7111 Fax : 0144 (34) 8141

- 「福祉活動に役立ててほしい」という方々から預託いただいた金品を、指定する目的や団体等に対し、愛情銀行を通じて役立てていただく事業です。

(3) 苫小牧市ボランティア連絡協議会

【加盟団体についての問合せ】

苫小牧市ボランティア連絡協議会 Tel : 0144 (32) 6009 Fax : 0144 (32) 6009

受付時間：午前8時45分から午後5時15分まで（土日祝日及び年末年始は休みです。）

- 苫小牧市ボランティア連絡協議会は、ボランティア活動団体相互の連絡と交流を深め、福祉に関する情報提供、交流、学習、広報活動を積極的に行い、また個々の団体の自主的な活動を通して地域住民の福祉増進に寄与します。

(4) 民生委員・児童委員

【問合せ先】 市総合福祉課（1階13番窓口） Tel : 0144 (32) 6345 Fax : 0144 (32) 6098

- 民生委員・児童委員は、市民生委員推薦会が推薦した者を、道知事が道地方社会福祉審議会の意見を聴いて推薦し、厚生労働大臣から委嘱されています。

民生委員は、それぞれの担当地区において生活保護世帯、高齢者、障がい者、母子・父子及び寡婦などの要援護者の方々に必要な相談、援助を行います。

また、福祉行政の協力者として、地域で生活する方々の福祉のサービスを結びつけるパイプ役も担っています。

主任児童委員は、地域にあって次代を担う子どもたちが健やかに育つよう見守り、その手助けをし、児童相談所や市福祉部などの公的機関と連携しています。

※ 民生委員・児童委員 360人（主任児童委員40人含む）

(5) 人権擁護委員

【問合せ先】 苫小牧人権擁護委員協議会（札幌法務局苫小牧支局内）

Tel : 0144 (34) 7151

Fax : 0144 (34) 7152

みんなの人権 110 番

Tel : 0570 (003) 110

子どもの人権 110 番

Tel : 0120 (007) 110

女性の人権ホットライン

Tel : 0570 (070) 810

インターネット人権相談

<https://www.jinken.go.jp/>

子どもの人権 SOS e メール

<https://www.jinken.go.jp/kodomo>

- 人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき、人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動をしている民間の人たちです。（※ 委員名簿は 107 ページ参照）

この人権擁護委員制度は、日頃地域に根ざした活動を行っている人たちが、地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたものです。

苫小牧人権擁護委員協議会では、上記の趣旨を踏まえ、子ども・高齢者・女性・障がいのある人々への虐待、いじめ、DV、職場でのセクシュアル・ハラスメント等の人権侵害に速やかに対処するため「困りごとなんでも相談」を行っています。また、小学校では「人権教室」、中学校では「人権作文コンテスト」「スマホ・ケータイ安全教室」、中学生から大学生迄を対象とした「デートDV」出前講座などの活動や、高齢者・障がい者を対象に「社会福祉施設特設相談会」などの活動を行っています。

(6) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護

【障害年金に関する問合せ先】

厚生労働省社会・援護局援護課

Tel : 03 (5253) 1111

※Tel は厚生労働省代表番号

【恩給に関する問合せ先】

総務省恩給相談窓口

Tel : 03 (5273) 1400

- 戦傷病者戦没者遺族等援護法等に基づき、戦傷病者や戦没者の遺族に対して年金・恩給等が支給されます。

< 給付の種類 >

本人に対する給付 : 障害年金、障害一時金、普通恩給、傷病恩給など

遺族に対する給付 : 遺族年金、遺族給与金、普通扶助料、公務扶助料など

※ お問い合わせ、手続等は国（各省庁）へ直接行うことになります。

(7) アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策

【問合せ先】 ①～⑤市総合福祉課（1階13番窓口）	Tel: 0144 (32) 6354	Fax: 0144 (32) 6098
苫小牧市生活館	Tel: 0144 (72) 4297	Fax: 0144 (72) 5993
⑥～⑦苫小牧公共職業安定所	Tel: 0144 (32) 5221	Fax: 0144 (32) 1495

- ① 生活相談
- ② 住宅新築資金等貸付事業
- ③ 修学資金等貸付・補助事業
- ※ 118ページ別表10を参照
- ④ アイヌ生活向上振興資金貸付事業（福祉・環境整備・入学一時）
- ⑤ 就職支援事業（就職支度金・自動車等運転免許取得資金）
- ⑥ 就職促進資金融資制度
- ⑦ 職業相談・紹介

2 成年後見制度等について

(1) 成年後見制度

【問合せ先】 札幌家庭裁判所苫小牧支部	Tel: (代)0144 (32) 3295
旭町2丁目7番12号	
とまこまい成年後見支援センター	Tel: 0144 (38) 7291 Fax: 0144 (38) 7292
（苫小牧市社会福祉協議会内）	
【市長による申立て問合せ先】	
（障がい者）市障がい福祉課（1階14番窓口）	Tel: 0144 (32) 6412 Fax: 0144 (36) 3121
（高齢者）市介護福祉課（1階15番窓口）	Tel: 0144 (32) 6347 Fax: 0144 (31) 4526

- 判断能力が不十分で、かつ財産管理及び身上保護に関する契約や遺産分割等の法律行為が困難な方を保護し支援する制度です。

<支援の範囲>

- 不動産・動産の処分、預金の管理、借財、遺産相続、介護契約、訴訟行為、施設入所等の各種サービス利用契約等

<支援者>

- 判断能力の程度により補助人、保佐人、成年後見人等が、家庭裁判所で選任され、支援します。

<申立て>

- 本人又は四親等内の親族が家庭裁判所に申し立てをします。
 - ・ 家庭裁判所の申立てには、郵便切手、収入印紙、戸籍、診断書等の添付書類が必要となります。そのほかに、精神鑑定を実施する場合は、鑑定費用が必要となります。
 - ・ 申立てをする者がなく、福祉を図るため（福祉的な契約やサービス提供など）特に必要があると認められた高齢者又は知的障がい者、精神障がい者について成年後見開始等の審判の申立てを市長が行います。

※ とまこまい成年後見センターは、令和4年4月より、国が定める成年後見制度利用促進計画に則り、「中核機関」に移行しました。また、苫小牧市と厚真町、安平町、むかわ町の3町が協議し、定住自立圏の枠組みの中で広域のセンターとなりました。このことに伴い、行政、地域包括支援センター、相談支援事業所等は一次相談機関、成年後見センターは二次相談機関となりました。

① 任意後見

【問合せ先】 苫小牧公証役場 Tel：0144（36）7769 Fax：0144（36）7779
表町2丁目3番23号 エイシンビル2階
札幌家庭裁判所苫小牧支部 Tel：(代)0144（32）3295
旭町2丁目7番12号

- 本人が、判断能力があるうちに前もって任意後見受任者に、代理権を与える契約を公正証書で結んでおくことができます。
- 本人の判断能力が不十分になったとき、任意後見監督人の選任を家庭裁判所に申し立てます。任意後見監督人が選任されると、契約による任意後見受任者が任意後見人となり支援します。

② 成年後見登記

【問合せ先】 札幌法務局苫小牧支局 Tel : 0144 (34) 7151
旭町 3 丁目 3 番 7 号
札幌法務局民事行政部戸籍課成年後見証明窓口
札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1-1 札幌第 1 合同庁舎 1 階
Tel : 011 (709) 2311 内線 2163 又は 2166

- 成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などは東京法務局で登記され、これに関する証明書の交付を受けることができます。

証明書交付は、東京法務局民事行政部後見登録課に郵送で請求するか、札幌法務局民事行政部戸籍課成年後見証明窓口で請求できます。

- 手数料：登記事項の証明書 1通 550円
 登記されていないことの証明書 1通 300円

※ 札幌法務局苫小牧支局では手続の案内のみ行っております。

(2) 日常生活自立支援事業

【問合せ先】 苫小牧市社会福祉協議会 とまこまい成年後見支援センター
Tel : 0144 (32) 7111 (代表) Fax : 0144 (38) 7292

- 高齢や障がいにより日常生活上の判断に不安を感じている在宅で生活している方や、在宅で生活する予定の方が、地域で安心して暮らせるように、お手伝いをいたします。

- ・ 福祉サービスの利用にあたっての相談、助言等
- ・ 日常的なお金の管理（公共料金の支払い等）
- ・ 必要により重要な書類等の預かり

- ＊ 苫小牧市社会福祉協議会と契約を結びます。
- ＊ 提供するサービスについては、利用料金１回あたり（１時間程度）１，２００円及び交通費実費がかかります。（生活保護を受けている方は無料です）

3 その他の福祉的制度



(1) 生活保護制度

【問合せ先】 市生活支援室（2階 40番窓口） Tel : 0144（32） 6380 Fax : 0144（32） 6351

- 生活に困っている世帯に、最低限度の生活を保障する制度であり、生活保護の申請は国民の権利です。この制度は、こうした世帯の自立の助長を積極的に図ることを目的としています。保護は、その内容によって、次の扶助に分けられています。

- ・ 生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助

(2) 生活困窮者自立支援制度

【問合せ先】 市総合福祉課（1階 13番窓口） Tel : 0144（32） 6189 Fax : 0144（32） 6098

- 就労や心身の状況、地域社会との関係性、その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある方に対して相談員が寄り添いながら支援を行います。

（※既に生活保護を受給している方は対象になりません）

- ① 自立相談支援事業 ～ 就職や住まい、家計管理などの不安や困りごとの相談にのり、具体的なプランを作成し自立に向けて支援します。
- ② 家計改善支援事業 ～ 家計状況の「見える化」と根本的課題を把握し、相談者自らが家計を管理できるように専門の相談員と一緒に取り組みます。
- ③ 住居確保給付金事業 ～ 離職・廃業から2年以内又は休業等により収入が減少し、住居を喪失した方又は喪失する恐れのある方を対象として、家賃相当額を支給し生活の土台となる住居を整えたうえで就労支援を行います。
- ④ 就労準備支援事業 ～ 外に出ることに不安がある、コミュニケーションが苦手などの他、長期で就労から離れている方に対して、個別のプログラムを作成し、生活習慣を整える、社会との関わりの場を増やすなど就労に向けた支援を行います。
- ⑤ 一時生活支援事業 ～ 住居を持たない方やネットカフェ宿泊を続けているなど不安定な住居形態にある方に、緊急的に一定期間、宿泊場所や衣食を提供し、その後の生活に向けて就労支援などのサポートも行います。
- ⑥ 子どもの学習支援事業 ～ 就学援助認定世帯及び生活保護受給世帯の中学生を対象に、学習支援をはじめ、居場所作りなど必要な支援を行います。

- ふくし総合相談窓口を設置し、必要な機関と連携し、どの制度にも繋がらない方に対しても支援を行っています。

(3) ふれあい収集

【問合せ先】 市ゼロごみ推進課 ふれあい収集担当 Tel:0144 (55) 5401 Fax:0144 (55) 3929

- 日頃のごみ出しに困っている一人暮らしの高齢者や障がい者等を対象に、戸別に訪問し、声かけを行いながらごみを収集します。

<利用対象者>

一人暮らしでごみ出しの困難な方で

- ① 要支援1から要介護5に認定されている方
- ② 身体障害者手帳の1級から3級の交付を受けている方
- ③ 療育手帳の障害程度「A」の交付を受けている方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の障害程度1級の交付を受けている方
- ⑤ 同居する者がいる場合でも、同居者も上記の基準を満たす方

※世帯全員が85歳以上で戸建住宅に住居し、当該者又は同居者が上記のいずれかに該当する方

- 申請書提出後、担当職員の自宅訪問調査を経て利用承認審査の結果を通知します。

(4) 戸別収集85

【問合せ先】 市ゼロごみ推進課 戸別収集85担当 Tel:0144 (55) 4077 Fax:0144 (55) 3929

- 85歳以上の世帯を対象に自宅前からごみを収集します。

<利用対象者> ①～③をすべて満たす方

- ① 全員が85歳以上の世帯
- ② 戸建て住宅にお住まいの方
- ③ 介護認定を受けていない方

- 電話で受付し、担当職員の自宅訪問調査を経て利用承認審査の結果を通知します。